

令和 8 年度岩手県包括外部監査人候補者公募要領

1 公募の目的

岩手県が、令和 8 年度において、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 27 第 2 項に規定する包括外部監査契約を締結するに当たり、包括外部監査人候補者を公募し、選考するものです。

2 令和 8 年度包括外部監査契約の概要（予定）

（1）契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（2）契約金額

岩手県議会令和 8 年 2 月定例会において議決を受けた額

（参考）令和 7 年度契約金額：12,125,000 円を上限とする額

（3）監査に要する費用の額の算定方法

基本費用の額、執務費用及び実費の額並びに当該基本費用及び執務費用に係る消費税額及び地方消費税額の合算

（4）監査に要する費用の支払方法

監査費用の額が確定し、監査人から請求があったとき

※ 上記に関わらず、必要があると認めるときは、監査人の請求により概算払いをすることがあります。

3 募集人数

1 名

4 応募資格

公募に応募する者は、次の条件を全て満たすものとします。

（1）地方自治法第 252 条の 28 第 1 項の規定に該当すること。

（2）地方自治法第 252 条の 28 第 3 項各号に該当しないこと。

（3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

※ （3）に関し、県が必要と認めるときは、岩手県警察本部に照会する場合があります。

5 応募書類（正本 1 部）

（1）応募票（様式 1）

（2）応募資格が確認できる書類（資格証明書等）

（3）提案書（様式 2）

6 公募の手続等

（1）スケジュール

項 目	日 程
公募要領等の公表・配布	令和 7 年 7 月 18 日(金)～8 月 20 日(水)
公募要領等に関する質問受付	令和 7 年 7 月 18 日(金)～8 月 8 日(金)午後 5 時 15 分必着
応募受付	令和 7 年 7 月 18 日(金)～8 月 20 日(水)午後 5 時 15 分必着
面接審査	令和 7 年 10 月中旬（対象者に別途連絡）
審査結果の通知	令和 7 年 10 月中

(2) 公募要領等の入手方法

公募要領等については、下記ホームページから入手してください。

※ 担当課窓口での配布や郵送による配布は行いません。

「岩手県庁ホームページ／県政情報／入札・コンペ・公募情報／コンペ／コンペ参加者募集情報」
<https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/compe/sanka/index.html>

(3) 公募要領等に係る質問の受付及び回答

ア 質問受付方法

応募に当たり質問がある場合は、質問書（様式3）に質問事項を記入の上、郵送又は電子メールにより送付してください。

イ 質問書送付先

岩手県総務部行政経営推進課（行財政企画担当）

郵 送：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号（岩手県庁4階）

電子メール：ah0008@pref.iwate.jp

ウ 回答方法

郵送又は電子メールにより個別に回答するとともに、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、下記ホームページに掲載します。

「岩手県庁ホームページ／県政情報／入札・コンペ・公募情報／コンペ／コンペ参加者募集情報」
<https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/compe/sanka/index.html>

(4) 応募書類の提出方法

ア 提出期限

令和7年8月20日(水)午後5時15分（必着）

イ 提出方法

持参又は郵送により提出してください。

なお、持参の場合の受付時間は、休日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

※ 電子メールによる応募は受け付けません。

ウ 提出先

岩手県総務部行政経営推進課（行財政企画担当）

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号（岩手県庁4階）

エ その他

応募書類提出後、応募票（様式1）及び提案書（様式2）の電子データを、別途電子メールで送付願います。

送付先：ah0008@pref.iwate.jp

(5) 応募に係る留意事項

ア 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、当該応募が失格又は無効となることがあります。

(ア) 応募者が応募資格を満たさないと認められる場合

(イ) 応募書類の提出期限、提出方法、提出先等が守られなかった場合

(ウ) 応募書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかった場合

(エ) 応募書類に虚偽の記載があった場合

(オ) 面接審査に参加しなかった場合

(カ) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

イ 応募書類の変更の禁止

提出期限後の応募書類の変更、差し替え又は再提出は認めません。

ウ 応募書類の取扱い

(ア) 応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(イ) 応募書類は、令和8年度包括外部監査人候補者を選考する目的以外には使用しません。

(ウ) 応募書類は、選考事務に必要な範囲内で複製することがあります。

エ 応募書類提出後の辞退

応募書類を提出した後に応募を辞退する場合は、辞退届（様式任意、自署又は押印）を持参又は郵送により提出してください。

オ 費用負担

書類作成、書類提出、面接審査出席等公募手続参加に関する経費は、全て応募者の負担とします。

7 選考の手続等

(1) 選考方法

包括外部監査人候補者の選考は、県が設置する包括外部監査人選考委員会（以下「選考委員会」という。）において、別表の包括外部監査人候補者選考基準に基づき、書面審査及び面接審査により実施します。

(2) 面接審査

ア 開催日時及び場所

日時：令和7年10月中旬

場所：盛岡市内

※ 書面審査後、詳細を決定して対象者に連絡します。

※ 書面審査の結果、不採用となった方の面接審査は行いません。

イ 面接時間

応募者による提案内容に係るプレゼンテーション：10分（予定）

選考委員会委員による質疑：10分（予定）

ウ 応募者が1者の場合の取扱い

応募者が1者のみの場合であっても、面接審査は実施します。

(3) 選考結果の通知及び公表

ア 通知及び公表の方法

選考結果は、選考後、応募者に文書で通知するとともに、下記ホームページで公表します。

「岩手県庁ホームページ／県政情報／入札・コンペ・公募情報／コンペ／コンペ結果」
<https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsum/compe/kekka/index.html>

※ 電話や電子メール等による問い合わせには対応しません。

イ 公表内容

(ア) 応募者の総合評価得点及び順位

総合評価得点順に並べて公表します。その際、応募者の氏名は全て秘匿し、包括外部監査に係る契約議案を岩手県議会に提案した後に、包括外部監査人候補者の氏名、総合評価得点及び順位を追加公表します。

(イ) 選考委員会委員の職及び氏名

8 包括外部監査契約の締結に向けた手続等

(1) 包括外部監査人候補者との協議

県は、選考委員会の選考結果をもとに包括外部監査人候補者を決定し、令和8年度包括外部監査契約書（案）の内容について、包括外部監査人候補者から提案があった内容を基本として協議を行います。

ただし、契約金額については、令和8年度当初予算の編成方針等を踏まえ、調整します。

(2) 包括外部監査契約の締結

県は、地方自治法第252条の36第1項の規定により、あらかじめ岩手県監査委員の意見を聴くとともに、岩手県議会の議決を経た上で、包括外部監査人候補者と包括外部監査契約を締結します。

なお、地方自治法第252条の36第4項の規定に基づき、連続して3回まで、包括外部監査契約を締結する場合があります。

(3) 契約締結に至らなかった場合の取扱い

県は、(1)による協議が整わなかった場合、又は、(2)による監査委員の意見若しくは議会の議決が得られなかった場合は、選考委員会の選考結果において総合評価得点が次に高い応募者を改めて包括外部監査人候補者と定め、包括外部監査契約の締結に向けた手続を進める予定です。

9 問合せ先・書類提出先

岩手県総務部行政経営推進課（行財政企画担当）

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号（岩手県庁 4 階）

電 話：019-629-6882

電子メール：ah0008@pref.iwate.jp

別表 包括外部監査人候補者選考基準

	評価項目	評価の考え方	配点
法的理解	1 包括外部監査に関する考え方 (1) 包括外部監査人に期待される役割	・ 包括外部監査人の役割が十分理解されているか	5
	(2) 監査委員との連携	・ 包括外部監査人と監査委員との連携について十分理解されているか	5
地域理解	2 本県の情勢理解 (1) 地理的特性・人口分布に関する理解	・ 広大な県土を有する本県の地理的特性を理解しているか。また、人口分布の偏りに関する理解度はどうか	5
	(2) 財務・行政・復興に関する理解	・ 本県の財務や行政の状況に関する理解度、東日本大震災津波からの復興の状況に関する理解度はどうか	5
専門性・有効性	3 本県の行財政運営への有効性 (1) 基本方針	・ 包括外部監査の実施に当たっての基本方針が、本県の行財政運営にとって有効かどうか	5
	(2) 監査の視点	・ 包括外部監査の視点が本県の地域性、特色を意識したものとなっているか	5
	4 監査実績 (1) 都道府県・政令市	・ 都道府県又は政令市についての監査実績（補助者の経験を含む）はあるか	5
	(2) 上記以外の地方自治体・公益法人等	・ 地方自治体・公益法人についての監査実績（補助者の経験を含む）は十分か	10
	(3) 一般企業	・ 一般企業についての監査実績は十分か	5
	5 得意とする分野	・ 得意とする監査分野が、本県の行財政運営にとって有効かどうか	20
実施体制	6 年間スケジュール	・ 基本方針に添って、実地監査日程（リモートによることも可）、報告書の作成日程が無理のない合理的な日程になっているか	5
	7 包括外部監査の実施体制 (1) 補助者の確保及び専門性の確保	・ 監査の円滑な実施のための補助者が数的に確保できるか	10
	(2) 補助者の実務経験	・ 実務経験をもった補助者を活用して効果的な監査が確保できるか	10
	8 監査費用	・ 実施計画に対し費用は適正であるか	5
	9 監査制限を受ける事項への該当状況（本人）	・ 地方自治法第252条の29の趣旨に該当する場合は、マイナス評価	減点
総合評価			100